

委員長メッセージ

目利き力強化と原点への回帰で 地域金融機関の可能性を引き出す

バブル崩壊後、金融機関による長期資金の貸付は、設備投資の減少等により、減少傾向にある。一方、優れた技術で世界を志す中小企業、新たなビジネスを模索する中小企業にとって、地域金融機関は身近な存在である。中小企業の成長のために地域金融機関は何ができるのか。前原金一金融問題PT委員長が語った。

金融問題
プロジェクト・チーム

委員長
前原金一

共に資金と知恵を出し合う 「ピークル」という新たな枠組み

バブル崩壊後、生命保険会社や金融機関の信託勘定の貸付は大幅に減少しています。一方、日本版金融ビッグバンを経ても、中小企業においては、資本市場からの資金調達はほとんど増加しませんでした。

他方で、優れた技術、ノウハウを持つ中小企業や、成長が期待できる分野に取り組む中小企業は多数あります。しかし、そうした企業の成長を促す資本性資金が供給されていないという問

題があります。われわれのPTでは、これには制度的な要因があるというより、資金を供給する金融機関側の姿勢に要因があるのではないかと考えました。そこで、PTでは、中小企業と密接な関係にある地域金融機関の果たす役割に着目し、中小企業の成長を支える地域金融機関のあり方を模索しました。

もちろん、地域金融機関が一手に資本性資金を担うのは困難です。そこで提唱したいのが、「ピークル」という枠組みです。

これは、まず、複数または単数の地域金融機関で推進チームを作り、その地域で成長性が見込まれる企業を掘り起こし、資金需要をつくります。事業が具体的に展開してきた段階で、地域金融機関とは別につくるファンドから、資本性資金を供給します。このピークルには、コンサルティング・ファームやファンド運営の専門家にも参画してもらい、企業の成長力を高めるための知恵を絞り、それを提案します。

成長段階の企業に、資本性資金を供給することは企業の信用力向上にもつながります。

本来、地域金融機関は将来性のある企業を見だし、新規事業を成長させる役割を担っていました。しかしバブルが拡大する過程で、地域金融機関も不動産担保での融資に傾倒し、バブル崩壊後は不良債権回収に奔走する中で、

目利き力を失ってしまいました。数字だけでは分からない中小企業の将来性を見抜くために、地域金融機関は目利き力を取り戻さなくてはなりません。

この「ピークル」は、単に多方面から資金を集めるためだけでなく、さまざまな人材と知恵を集め、目利き力を高めていくための枠組みなのです。

日本の伝統でもあった マイクロファイナンスを活かす

ノーベル平和賞を受賞したムハマド・ユヌス氏らが提唱する「マイクロファイナンス（小口金融）」が注目を集めています。しかし、日本の地方銀行、信用金庫、相互銀行にも、資金のない事業者に信用だけで融資を行っていた過去があります。つまりマイクロファイナンスの伝統は、日本の金融界にも存在したのです。

そして今日、こうした日本の伝統的金融は形を変え、役割を果たしつつあります。

東日本大震災で被害に遭った醸造業の八木澤商店（岩手県陸前高田市）は、被災直後よりウェブサイトを通じて個人からの少額投資を募集し、日本全国から5,000万円の再建資金を調達しました。この他にも日本の伝統技術を活かした製品の生産などで、個人からの少額投資の活用事例が現れつつあります。

マイクロファイナンスには資金調達



前原金一 委員長
経済同友会 副代表幹事・専務理事

1944年岐阜県生まれ。66年東京大学経済学部卒業後、住友生命保険入社。住友生命総合研究所代表取締役会長を経て、2004年昭和女子大学副理事長、10年3月退任。1998年7月経済同友会入会、10年度より副代表幹事・専務理事。12年度金融問題PT委員長。

と同時に企業の「ファン」、すなわち顧客を集める特性があります。その点でも非常に興味深い資金調達ですが、地域企業の情報を豊富に持つ地域金融機関にも、ウェブサイト上でマイクロ投資のプラットフォームを運営する企業に、趣旨に沿った企業を紹介する形で

関わることを考えられます。こうした連携によっても、企業への資金供給が拡大すると思います。

日本にはかつて、「無尽」と呼ばれる慣習がありました。皆が少しずつ資金を出し合い、順番に給付を受ける相互扶助のシステムであり、今も山梨や沖

縄でその伝統は残っています。相互に助け合う伝統は、日本が誇るべきポテンシャルではないでしょうか。

新しいビジネスモデルの構築や資金調達の動きとの連携を進めながら、原点に戻る。地域金融機関の新たな役割はそこにあると、私は確信します。

提言
概要

中小企業の成長力を高める地域金融機関へ

(3月7日発表)

I. 地域金融機関による取り組みが必要な提言

1. 成長性のある企業を掘り起こす“ピークル”を形成し、資金需要をつくる

- 地域金融機関を中心に、中小企業の成長力を高めるためのサポートをする“ピークル”(枠組み)を設ける。具体的な資金ニーズが出てきた段階で、資本性資金(メザニンファイナンス、優先株、普通株等)を円滑に供給するためのファンドを地域金融機関とは別に組成する。

2. 債権を流動化させ、市場型間接金融を活用する

- 地域の景気動向により地域金融機関が受けるリスクを軽減するために、債権を流動化させ、市場型間接金融を活

用する。また、債権流動化促進のために、電子債権の利用を図る。

3. 中小企業への個人による資金供給の拡大を支援する

- ウェブサイト上で個人による少額投資のプラットフォームを運営する企業と地域金融機関との連携(資本面、業務面での提携等)を強化する。

4. 中小企業の海外進出に対する支援機能を強化する

- 現地情報の提供、現地での資金調達、海外事業に通じた人材確保に関する取り組みを地域金融機関において強化する。

II. 制度改正、法令改正が必要な提言

1. 金融行政における環境整備を進める

- 地域金融機関による中小企業の成長支援が積極的に行われるよう、金融行政において、過剰な借手保護政策を見直す等、必要な環境整備を進める。

2. 中小企業金融円滑化法の確実な終了を求める

- 同法が市場原理や金融原則をゆがめている現状に鑑み、その期限を再び延長せず、2013年3月末で終了する。
- 終了後の事業再生のための経営支援では、中小企業の競争力や成長性を踏まえて、事業再生の見込みを見極めるとともに、経営改善計画の履行に実質的な強制力を持たせる。

3. 銀行による事業会社への出資規制を緩和する

- 地域金融機関から中小企業への資本性資金の供給を拡大するには、銀行による事業会社への出資比率を、事業再

生に取り組む企業への出資等、地域経済の発展への寄与が期待される場合に、現在の上限5%から相当程度緩和することが妥当である。

4. 所要自己資本をバーゼルの基準よりも下げる

- 地域金融機関を中心とした中小企業に資本性資金の供給を行うファンドの運営や、債権流動化を促進するために、自己資本比率規制におけるこれらに関する所要自己資本をバーゼルの基準よりも引き下げることが求められる。

5. 適切な預金保険料率への見直しを検討する

- 極端な低金利状況下で過大な負担となっている預金保険料率は、元の水準に戻した上で、ペイオフ実施の原則や公的資金投入についての考えを整理し、現在の金融情勢に応じた適切な料率水準を決める。

III. 金融行政の運営における見直しが必要な提言

1. 信用秩序維持のために、金融検査はリスク管理の検証という本来の機能を中心としたものに改める

- 監督指針ならびに金融検査マニュアルにおける不良債権の要件については、検査の本来の趣旨に沿った基準に見直す。

2. 中小企業金融における官民の役割分担を明確化する

- 政策金融は、官民の役割分担を明確化した上で、民業補完に徹する。政策金融が適切に機能していくために、その前提にある政策目的の達成度や費用対効果を検証し、結果を業務の見直しや制度の存廃に反映する。